

千葉県ホームレス自立支援推進会議設置要綱

(設置)

第1条 ホームレスに関する施策の推進を図り、ホームレスの自立を支援するため、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置する。

なお、推進会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(協議事項等)

第2条 推進会議の協議事項等は、次のとおりとする。

- (1) 千葉県ホームレス自立支援計画の見直し
- (2) ホームレス施策等に関する情報の交換
- (3) その他、ホームレスの自立を支援するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 別表に定める市町村のホームレス担当課長
- (2) 千葉労働局職業安定部の要職にある者
- (3) 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会の要職にある者
- (4) 千葉県社会福祉協議会の要職にある者
- (5) 千葉県民生委員・児童委員協議会の要職にある者
- (6) 千葉県社会福祉士会の要職にある者
- (7) ホームレスの自立支援を行っている団体の要職にある者
- (8) 学識経験者
- (9) 千葉県居住支援法人協議会の要職にある者
- (10) その他、県がホームレス自立支援施策の推進に必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を各1名置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、推進会議を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じ健康福祉部健康福祉指導課長が招集し、会長が議長となる。

(委員の報償費及び実費弁償)

第6条 委員の報償費については、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」第3条第1項第2号の規定を準用し、日額一万三千円を支給するものとする。また、委員の旅費等、委員が負担した実費については費用弁償するものとする。代理の者が出席する場合は、その者に委員の報償費及び実費弁償を支給するものとする。

2 委員より報償費等の受領辞退の届出がある場合は、報償費等を支給しないものとする。また、代理の者が出席する場合も、同様とする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康福祉指導課において行う。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月17日から施行する。

別表

市町村名
千葉市
市川市